

料の資料によりますと、運動施設の26年度の年間利用者1位が、市営球場と夜間照明が7,770人、2位が市営スキー場の7,131人、これに対して、パークゴルフ場の年間利用者数が26年度で9,570人と、市内の運動施設ではトップでした。決算には全く出てこないということで、これで高齢者を含めた生涯スポーツの振興は、どういふものかと思っております。6月定例会で鈴木富美子議員の一般質問に対し当局は、パークゴルフ場のトイレについては仮設トイレの設置を検討しますと答弁しました。その件と、私が伺ったパークゴルフ場公認認定委員の方のお話によると、野川河川敷のパークゴルフ場の利用者をこれ以上ふやすには、トイレ整備のほか、現在の18ホールから上流側にドッグランになってますが、あの周辺、18ホール整備して36ホールにする。それから、ゆっくり休める休憩室を整備すること。そうすれば、県外からもお客様を呼ぶことができるとおっしゃってありました。施設の充実で生涯スポーツの振興により、健康年齢のさらなる引き上げ、医療、介護費用の抑制につながるほかに重要な観光交流資源になると思いますが、今後のパークゴルフ場の整備について。また、ゴルフ場は面積が広く管理が大変なようですが、乗用の草刈り機の対応等も検討できないか、市長の考えを伺います。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 6月の定例会では、鈴木富美子議員からいろいろな提言などをいただきました。その後、トイレについては、やはり河川敷の中ですとどうしても設置の仕方が限られてまいりますし、バイオトイレ等々の設置もあるんでしょうけども、なかなかお金もかかるということから、河川の外に、いわゆる清水町の機械排雪の押し場になってるようなところで適地がありますので、そこに県のほうと協議をしながらしっかりとトイレをつくっていかなくやいけないだろうというふうにご考えているところです。

また、宇津木委員からもありました36ホールという件でございますが、これは、のがわクラブの長谷部会長さんのほうから正式に要望をいただいております。内部の打ち合わせでは、ドッグランの部分だけではちょっと狭いのではないかと。したがって、ドッグランの部分に9ホール、そして、下流部の河川敷の公園、県で管理してつくっていただいたものですね。あそこも県と協議をして、その中で下にも9ホール、そうしますと、36ホールができるのではないかと。なおかつ、現在ののがわクラブの皆さん、パークゴルフクラブの皆さんが苦勞しているような休憩室つくっているんですけども、やはり、指定管理料ゼロであれだけすばらしい管理をしていただいておりますので、ぜひそこは市のほうで建設、これは、何かあったときは取り外せるような、ちょっと休憩、クラブハウスのものも考えていきたいというふうにご考えているところでございます。

管理棟については、生涯スポーツ課長のほうから答弁いたさせます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 もう時間もありませんので、今回は検討していただくということで、休憩所と乗用草刈り機についてはご検討いただくようお願いいたします。パークゴルフ愛好者の気持ちに明かりがとるような施策をぜひ進めていただいて、これで質問を終わります。

浅野敏明委員の総括質疑

○五十嵐智洋委員長 次に、順位3番、議席番号2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 最後の質問ですので、明瞭簡潔にご答弁をお願いしたいと思います。質問のほうも簡潔にしたいと思いますので、ご協

力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

申しわけございませぬが、質問の1番と2番を入れかえまして、2番のほうからご質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

地理情報システムGISの活用について、ご質問をいたします。

地理情報システム、以下GISといたします。とは、地図データと地図上に位置づけられたさまざまな情報を用いて、視覚的な表現、高度な分析、迅速な判断を可能にするシステムをいいます。国は、阪神・淡路大震災で各団体の持つ地理空間情報を活用できなかった反省を踏まえ、GISを普及するため、技術的支援や財政支援などの施策を講じ、地方公共団体の統合型GISの普及を図っています。平成19年8月に地理空間情報活用推進基本法が施行されました。第5条では、地方公共団体は、地理空間情報の活用の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有するとしています。

それでは、順次ご質問をいたします。まず、福祉あんしん課長に伺ひます。

平成24年1月19日付で、長井市要援護者GISデータ整備及びシステム導入業務委託契約を締結しまして、GISシステムの導入を図っていると思ひますが、その業務の目的と基本方針についてご説明願ひます。

○五十嵐智洋委員長 佐藤 隆福祉あんしん課長。

○佐藤 隆福祉あんしん課長 お答えいたします。

業務の目的でございますが、本業務は、要援護者及び関連情報を地図データ上に表現いたしまして一元的に管理を行い、関係部署及び関係機関で共有することにより、平常時の見守りや災害発生時の迅速な対応が可能となる要援護者地図データ整備を行い、整備した要援護者データを地理情報システムで運用することによりまして、本市の要援護者の個別支援計画の作成の効率化を図り、さらに、他業務でもGISを積

極的に利活用いたしまして、本市全体で業務効率化を図ることを目的としてるところでございます。

基本方針でございますが、統合型のGISの導入及び利活用によりまして、業務効率化、住民サービスの向上、個別GISコストの削減を実現するために、次のシステムの導入ということをするのといたしました。

まず、1つ目といたしまして、通信回線等のセキュリティーを十分に確保しながら、APS型の事業形態とすること。

それから、2つ目といたしまして、本市の庁内ネットワーク、みらいねっとでございますが、ネットワークに接続をいたしまして、みらいねっと端末から操作可能とすること。

それから、3つ目といたしまして、導入するシステムの対象業務は要援護者、高齢者等のGISデータの整備としておりますが、このほかにごみ収集所の管理、市民バス停留所の管理など、他業務で管理するデータの登録、それからメンテナンスについては、担当職員が簡単に行える仕組みとすることといたしております。

4つ目といたしまして、本市に既に導入されている個別GISのシステムがございますが、例えば、建設課の道路網管理システム、それから、農林課では、農地情報管理システム、それから、総務課では、洪水ハザードマップ管理システムなどございますが、これらのデータ連携を考慮することといたしました。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

GISシステム導入後の統合型GISの普及や管理は地域づくり推進課で行っていると思ひます。長井市要援護者GISデータ整備及びシステム導入業務委託の目的では、先ほどご答弁いただきましたが、システム導入後において、要援護者GIS以外の業務でもGISを積極的

に利用し、本市全体で業務効率化などを図るとしてあります。統合型GISを既に運用している自治体では、農林業務、固定資産税登録、都市計画、下水道の業務を多く取り入れてるようですが、長井市にとって統合型GISを導入するメリットについて、地域づくり推進課補佐に伺います。

○五十嵐智洋委員長 新野弘明地域づくり推進課補佐、リラックスしてお答えください。

○新野弘明地域づくり推進課補佐 お答えいたします。一部、福祉あんしん課長の答弁に重複しますが、改めて3点ほどメリットを紹介したいと思います。

1点目といたしまして、業務の効率化でございます。紙の地図を使用している業務、例えば、住宅地図、マーカーペンでマークして住宅の管理をするであるとか、あとは、道路網にバス路線ですね、これを表示する業務など手作業で行ってるわけですが、データをデジタル化をしてGISで管理することによりまして、地図情報の検索時間の短縮であるとか、データの更新が容易にできますので、業務の効率化、そして適正なデータ管理が可能となります。

2点目といたしまして、住民サービスの向上でございます。例えば、住民窓口で転入手続をされた方に、ごみ収集場所であるとか、地区長さんのお宅などを説明する場合に、複数の住宅地図を広げて、また、説明の内容によっては他部署、例えば、福祉の窓口回っていただくなどしておるわけですが、GISシステムを使うことによって必要な情報を印刷することができますので、一つの窓口で迅速でわかりやすい説明ができることとなります。また、ホームページ上にGISデータを公開することで、地域活動などさまざまな場面でそのデータを利用させていただくことも可能となります。

あと、3点目につきましては、政策判断などの活用でございます。文字や数字だけの報告に

比べまして、地図を活用することで非常にわかりやすく説得力のある資料をつくるのが可能となりますので、政策決定する上で非常に有効であると考えております。

なお、統合型GISにつきましては、複数の業務を取り入れていくことで導入のメリットはさらにふえていくものと考えております。以上です。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

こちらからは、答弁の内容について、ちょっと一部変更させていただきますが、要援護者GISデータを整備以降、各課所管の業務でGISを導入している業務がありましたら、地域づくり推進課補佐よりご説明をお願いします。

○五十嵐智洋委員長 新野弘明地域づくり推進課補佐。

○新野弘明地域づくり推進課補佐 回答いたします。

単独型でGISで管理していた水田地形データにつきましては、農林課の平成25年度の業務につきまして、統合型GISに移行し、水田データの管理業務を行っているところでございます。今現在、統合型GISで管理してる業務につきましては、要援護者の管理と水田データの管理、この2業務でございます。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 本来であれば、まだまだ各課で業務を行っている分野でGISの活用はできるのではないかとこのように思っております。しかし、なかなか進んでいないようですが、その要因と課題について、地域づくり推進課補佐から説明をお願いします。

○五十嵐智洋委員長 新野弘明地域づくり推進課補佐。

○新野弘明地域づくり推進課補佐 お答えいたします。

統合型GISの利用によりまして、具体的に

どのようなメリットがあるか十分に内部で検証ができていないというのが実情でございます、あと、まだ費用対効果も含め検証ができておりませんので、なかなか他業務の展開ができていない状況でございます。また、基本となる地図につきましては、ゼンリンの住宅地図を今使っておりますけれども、使用許諾の関係から内部資料の利用には使えるんですけども、外部の例えば、住民の方に資料配布とかできない状態になっておりまして、非常に使い勝手が悪い状態になってます。また、既製品の地図ですので、地図データの更新とか容易にできないこともありますし、地図データの精度が低いなど、統合型がGISが進んでいない要因と考えております。さらに精度の高い地図を整備していく、あと、単独型のGISの統合型への移行、あと、今手処理で行っている業務のシステム化、そういった場合に構築費用がかかりますので、財政的な課題もあると認識しております。以上です。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

私も地図ベースについては、精度の高い地図をデジタル化したものをベースにすればかなり使い道があるのではないかとこのように思っております。

現在は、基本となる地図ベース、先ほどご説明ありましたように、住宅地図データですので、精度は低いものというふうに思います。精度の高い地図データをデジタル化して基本地図データにした場合ですけども、いろんな活用ができると思います。各課で台帳として管理している紙ベースのアナログ地図情報を地域づくり推進課の担当職員によってデータ整備は可能でしょうか。あわせて、更新が可能か、2点について、地域づくり推進課補佐からご説明をお願いします。

○五十嵐智洋委員長 新野弘明地域づくり推進課補佐。

○新野弘明地域づくり推進課補佐 お答えいたします。

例えば、ごみの集積所であるとか、あと、防犯灯の設置箇所、あと、例えば消火栓の位置など、そういった業務につきましては、それほど精度がなくとも現在の住宅地図で業務は支障なくできると思いますけれども、例えば、道路台帳であるとか固定資産の情報など、そういったものにつきましては、精度の高い地図データが必要と考えておりますので、浅野委員が言われたとおり、推進していくためには精度の高い地図データが必要であると認識しております。また、紙ベースのアナログの地図データに関しましては、やっぱり専門的なスキルであるとか、専門的な設備、そういったものが需要ですので、担当職員でデータ整備することは不可能ですので、専門の業者に業務を委託することが必要かなと思います。データの更新に関しても同様に委託が必要と認識しております。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 了解しました。なるべく担当職員でできるソフトがあれば大変いいのかなというふうに思っていたんですが、今後の課題の一つかなというふうに思います。

次に、都市計画法第14条第1項に基づく都市計画図については、同法施行規則第9条第2項により、縮尺2500分の1以上の平面図を備えておく必要がありますが、都市計画図については現在どのようになっているのか、建設課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設課長。

○青木邦博建設課長 現在の都市計画図についてでございますが、平成26年度の用途地域の変更に伴い、新たに大規模集約施設立地制限地区を図示した都市計画図が最新の図面となっております。現在の在庫でございますが、1万分の1図のみでありまして、今後2500分の1図についても検討していく必要があると考えております。

以上です。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ちょっと聞き取れませんでした。何年ごろの地形図とか、もう一度お願いします。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設課長。

○青木邦博建設課長 まだそれは申し上げておりませんでした。これ都市計画図の背景となる地形の航空写真につきましては、平成2年8月に撮影したものをベースとしております。新たな航空写真の撮影とGISによるデータ化により地図作成を行う場合は、都市計画区域のみで約5,000万円の費用がかかると思われています。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 特に今後、都市マスタープランを作成する上でも、最新の地図データによる都市計画図の更新は欠かせないものと思いますので、ぜひ当初予算はかさみますが、実現いただきたいというふうに思います。

最後に、市長にお伺いいたします。

GISシステムを都市計画図や都市計画情報に活用するには、先ほどご説明ありましたように、地図のデジタル化が必要だというふうに思います。初期投資で費用がかさみますが、その後の更新における経費は相当削減ができ、都市計画マスタープランを策定する上でも最新の地図データは不可欠だと思います。また、デジタル化した地図データを基本ベースにした統合型GISは、都市計画図を初め、今後災害時の情報伝達や情報集約、資産台帳の管理、道路管理台帳図、ごみ集積所、市民バスの停留所や経路、防犯灯や街路灯の管理など、幅広い業務に活用できまして、事務効率化はもとより、まちづくりや新たな政策を検討する上でも必要ではないでしょうか。さらに公共施設や観光スポットなどの位置情報にも活用できますので、市民サービス向上につながると思います。市長の考えをお伺いいたします。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 統合型のGISのメリットはよくわかりますし、ぜひこれを活用しなければならぬというふうには思っています。今は農林課のほうと要介護のほうで使ってるということですが、済みません、私見たことないんですよ、どういうふうにして使ってるのか。あと、ちょっとクエスチョンマークもかなりあるんです。それはなぜかという、その特定のパソコンで見れるのか、データ共有化できないんだと思うんですね。

浅野委員はごらんになったことないと思うんですが、平進介委員はよくわかってらっしゃいます。25年度に西置賜の消防のほうですね、防災無線デジタル化したんですよ。大きい指令台っていうのが地図がぼんとありまして、そこで119番あったら、もう地図で出るんですよ。その携帯であろうと、自宅の電話であろうと、そこから発信したということで、瞬時にどこで例えば、救急車を要請してるのか、あるいは火災なのかってそれがすぐわかるんですよ。ですから、それに一番近いところの例えば分署であったり、本署であったり、すぐ大至急行くという一元化されてるんですよ。ですから、防災などでは多分ハザードマップなんかも市全体が見渡せないときとあんまり役に立たないんじゃないだろうか。

あと、要介護もいざというときですから、そうしたときにそれぞれのどういうデータを共有できるのかですが、例えば、防災無線は5億かかってますよね。ただし、タイミングよく防災減災対策債で70%交付税措置がある事業でできたので非常に有利だったわけです。ところが、統合型GISってのは、まだ国のほうから制度化されていけませんので、やはり初期投資が相当かかるんじゃないかと。多分その統合型ってのはイメージがよくわからないんですけども、同じ地図のデータをそれぞれ必要な部署で共通し

て使うということなんですね、だと思んですが、それをどういう形で職員一人一人が対応していけるのか。例えば、福祉だったら福祉の部分しかわからないのでは意味がないわけで、全体で共通化しないとイケないですね。済みません、私ちょっとイメージがつかめなくて、メリットはわかるんですが、どういうふうにしてやるんだろうな。あと、どのぐらいのお金がかかるんだろうと。多分相当かかると思いますね。1億2億じゃあ済まないだろうと。

あと、都市計画の新しい2500分の1の図面ですけども、実は、ここのところ、四、五年毎年出してもらってるんですね。5,000万円当初予算で地図をつくりたいと。ただ、やっぱりうんってなるわけですよ。5,000万円も一財を使って、一般財源には補助ないですから、それで何のメリットがあるのかと。確かに必要なものだとわかるんですけど、ですから、例えばある程度中活というのが進んで新たなまちづくりができたときに初めてやるもんじゃないのかなと。今はどんどんどんどん変更してるわけですから、もうちょっとたってからというふうを考えてまして、統合型GISというのももう少しどっかの会社が統合的なGISをこういうふうにしてするんだってというデモでも見せていただくという疑問が解決できるんですけども、今の状況では、それぞれに必要性はわかるし、これがあるとかかなり有効に使えるなど。ただ、そんな汎用性のあるソフトって本当につくって現在あるのかどうかもわからないので、その辺のところをぜひいろいろご指導いただきたいとします。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 よくわからないというのは、多分多くの職員の方もおられると思います。私も最初はわかりませんでした。いろんな先進地の事例を見ますと、その市町または区のホームページから都市計画図なんか見れるし、

印刷もできるようになるんですよ。ですから、例えば、2500分の1の地図をその上に都市計画の線を入れたもの、さらに航空写真を重ねたもの、さらに住宅地図を重ねたものというのとれる先進地もありました。ぜひ担当課のほうで、市長にいろいろレクチャーしていただいて、今後前向きな検討をしていただければなと思います。

一つ例を言いますと、先ほど建設課長から都市計画図の2500分の1、在庫はないというふうに言いました。都市計画区域を拡大したことによりまして、全部そろえると数十枚必要だと思います。それをある程度部数をストックしておくにもかなりの経費がかかるのではないかと思います。そこで、デジタル化したGISを活用すると、その必要な部分だけのコピーでよろしいかと思いますのでストックは必要ないこととなりますので、そういった仕組みも図れるということで、今後ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは、1番目の公共施設等総合管理計画についてご質問をいたします。

この質問については、先ほど小関議員から質問もありましたので、重複しますので少しはしよってご質問をいたしますので、よろしく願いたいと思います。

まず、過去に建設された公共施設がこれから大量に更新時期を迎え、地方公共団体の財政は厳しい状況が続いており、さらに人口減少、少子高齢化等により今後の公共施設の利用需要が変化していくことが見込まれることから、公共施設全体を把握し、長期的視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の総合的な管理による老朽化対策を推し進めるため、平成26年4月22日付で、総務省から公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についての題名で、公共施設等総合管理計画策定

の要請があったと思いますが、その要請を受けて、長井市としての取り組みと、それから現在の進捗状況、それから、いつごろまでに策定されるのか、総合政策課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 竹田利弘総合政策課長。

○竹田利弘総合政策課長 では、私のほうから、ただいま質問ありました2点についてお答えいたします。

このもとになりました国の方針といたしましては、平成25年の6月14日の閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」におきまして、インフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点課題であるとされたことから始まっております。同年6月に閣議決定されました日本再興戦略におきましても、国、自治体レベルの全部にわたるインフラ長寿命化計画を策定するとされたところでございます。国においては、平成25年11月に、この再興戦略に基づき、インフラ長寿命化基本計画を策定いたしました。それを踏まえまして、平成26年4月22日付で、総務大臣が、各都道府県知事と各政令指定都市の市長宛てに公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進についての通知を行い、地方公共団体におきましても、この計画を可能な限り速やかに、遅くとも平成28年度までに策定するように求めているものでございます。本市で保有しております公共建築物が約160件程度ございますが、大規模改修の目安とされる築30年以上のものが60%を超えるなど、公共施設の老朽化対策は、本市におきましても大きな課題となっております。

以上を踏まえ、総務大臣の通知を受け、本市では、平成25年11月に公共施設等の老朽化問題の解決のため既に設置しておりました長井市公共施設等整備庁内検討委員会におきまして、公共施設等総合管理計画策定について検討を重ねております。

現在までの検討の状況でございますが、もともこの整備の庁内検討委員会につきましては、平成25年度の第5次総合計画の策定に当たり設置したものでございます。そのときは、5次総に盛り込む考え方の整理を行っております。

平成26年度につきましては、5次総の方針を受け、5回の委員会を開催しております。既存の公共施設並びに現段階で計画が決定している施設を対象に公共施設整備の検討を進めてまいったものでございます。平成26年度4月の総務大臣の通知を受け、庁内検討委員会では、国から示された公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針を踏まえながら、まずは庁内で検討を行っております。

27年度につきましても、庁内の検討委員会をこの8月に開催いたしております。今年度は、庁内検討委員会での検討結果を取りまとめ、27年度中の策定を目途に計画を策定してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 説明ありがとうございます。ぜひ早目の策定が必要かというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、質問に計上していましたがインフラ長寿命化計画については、また改めて伺いたいと思いますので、今回は省かせていただきます。

次に、財政課長に伺います。公共施設等総合管理計画の基礎資料となる固定資産台帳については、先ほど小関委員からもありましたが、今まで整備されてきた公有資産台帳と違ひまして、取得価格、減価償却額、帳簿価格や再調達価格などの財産情報が主眼となっております。公共施設等総合管理計画の基礎資料となる固定資産台帳の整備は、どこらまで進んでいるのか。また、今後の予定について伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○五十嵐智洋委員長 渡邊洋男財政課長。

○渡邊洋男財政課長 今委員ご案内のとおり、公

共施設等総合管理計画の基礎資料ということで、これまでは完全でない形のもの移動等の管理を中心とした台帳だったわけですが、いろんな資産としての価格面、減価償却とか、そういった財産情報を付与した固定資産税台帳の整備というのはタイミングもいいですし必須と考えております。そういった必要性、または、国のほうで特別交付税措置2分の1ですか、そういった財源措置もございまして、今年度当初予算で固定資産台帳等整備業務委託料324万円を計上してございます。現在、財政課内の担当職員を中心に各課や各会計で持っています多岐にわたる資産項目や台帳等の管理状況を洗い出しまして、それに国の定める資産の計上や勘定科目の特定方法等について精査してございます。あわせて業者等の聞き取りもしてございまして、業務委託の準備を進めているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

先ほど小関委員からの質問の答弁でもありましたが、財務書類の4表でも必要かと思っておりますので、ぜひ計画的に整備をお願いしたいというふうに思います。

先ほど質問漏れがありまして、インフラ長寿命化計画については、一部計画策定してない部分がありますが、今後予定されてるというふうなことでありますので、このインフラ長寿命化計画については、公共施設等総合管理計画として認められると思っておりますが、総合政策課長にお伺いいたします。

○五十嵐智洋委員長 竹田利弘総合政策課長。

○竹田利弘総合政策課長 お答え申し上げます。

平成26年4月22日付で、総務省の自治財政局財務調査課で示しておりますインフラ長寿命化計画の体系、いわゆる国のインフラ長寿命化計画でございまして、国で25年11月に策定いたしましたインフラ長寿命化基本計画の地方におけ

る行動計画がこれから長井市でつくろうとしております公共施設等総合管理計画でございまして、委員からご質問のありました道路や上下水道等のインフラ長寿命化計画は、その下部の位置づけとなる、個別施設計画とされておりますので、そういった計画は、その公共施設等総合管理計画そのものとなるものではないというふうに示されております。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

一部インフラ長寿命化計画が定まってない分野もあるようですので、ぜひ計画的に整備をお願いできればというふうに思います。

最後に、市長にご質問いたします。

今後、社会資本整備総合交付金については、公共施設等総合管理計画策定団体に優先的に配分する方針とお聞きしていますので、市長にも情報が入っているのではないかと思います、ほかの自治体に先駆けて早目に計画を策定すべきだというふうに思います。また、今後検討される老朽化した公共施設の大規模改修や更新、新築や廃止など、持続可能で行政運営を行っていくためにも正確な固定資産台帳整備は不可欠なものと思っておりますが、市長のお考えを伺います。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 浅野委員のおっしゃった情報については、私は直接は聞いてないんですが、恐らくそういうことは十分想定されます。今回の総合戦略であれ、地域再生計画であれ、また立地適正化とか、中心市街地活性化とか、全て今後の長井市の公共施設の整備等々に有利な形で補助や交付税措置などがあるようにということでやっていますので、これもおっしゃるとおり、国のほうとしては、計画的な公共施設の長寿命化整備等々を求めておられますので、それにのっとった形で私どもも早急に整備したいというふうに考えておりますが、ただ、これ財務4表ということについては、言うは簡単なんで

すが、浅野委員もおっしゃる、わかると容易に想像がつくかと思いますが、計画をつくるのはできるんですけども、本当に単式で今やっているわけですね。複式簿記でやるということは損益と資産を、その資産の部分をどういうふうに評価するか、勘定的にどういうふうに数字を出すかというのは、これはかなり至難のわざですよ、今までやってないわけですから。ですから、今回はとりあえず、27年度で私どもとしては、県内の中では早い方だと思いますが、計画をつくって公共施設のですね、取り組んでいきたいと思いますが、ぜひ引き続きいろいろご指導をいただければというふうに思います。

○五十嵐智洋委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。私も公共施設等総合管理計画にあわせて固定資産台帳を作成すべきだということではございませんので、今後の行政運営を確かなものにするためにつくっていかねばならないんじゃないかというふうに思います。情報についても、ぜひ360度回していただきまして、早目の情報を取得してほかの自治体に先駆けていろいろ施策を講じていただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○五十嵐智洋委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これから細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

認第1号 平成26年度長井市歳入歳出決算認定についての質疑

○五十嵐智洋委員長 それでは、認第1号 平成26年度長井市歳入歳出決算認定についての一般

会計の歳入から順次質疑を行います。

まず、認第1号の一般会計の歳入全部について質疑を行います。事項別明細書の74ページから123ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐智洋委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の一般会計の歳出について質疑を行います。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑を行います。126ページから167ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐智洋委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、3款民生費、4款衛生費について質疑を行います。166ページから205ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐智洋委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、5款労働費、6款農林水産業費について質疑を行います。204ページから223ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐智洋委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、7款商工費、8款土木費について質疑を行います。222ページから257ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐智洋委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、9款消防費から13款予備費までの質疑を行います。256ページから309ページまでであります。ご質疑ございませんか。

11番、小関秀一委員。